

改正

平成28年10月3日告示第168号

平成31年2月12日告示第9号

令和3年3月31日告示第54号

令和4年3月25日告示第126号

令和4年9月30日告示第242号

令和7年2月13日告示第56号

さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び第8条第2項第13号の規定により自主防災組織の活動を支援するため、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織とする。

- (1) 自主防災組織の規約を有し、当該規約を市及び市内の消防署に提出した自主防災組織
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度に次に掲げる助成金の交付を受けていない自主防災組織

ア さくら市市民活動助成金交付要綱（平成20年さくら市告示第17号）に規定する助成金（同告示第2条第1項第2号エに規定する事業に係るものに限る。）

イ さくら市市民活動助成金交付要綱（令和4年さくら市告示第237号）に規定する助成金（同告示別表安全・安心まちづくり部門の部事業概要の欄の4に規定する事業に係るものに限る。）

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する事業で次の各号に掲げるものとし、当該事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象経費」という。）は、当該各号に定める経費とする。

- (1) 市内の自主防災組織がその設立に伴う初期投資として防災活動に必要な資機材等を購入する事業（以下「防災資機材等整備事業」という。） 自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に係る経費で別表第1に規定する資機材等（以下「防災資機材等」という。）の購入に要するもの
- (2) 市内の自主防災組織がその運営に伴う活動費用を負担する事業（以下「自主防災組織運営事業」という。） 自主防災組織の運営に必要な別表第2に規定する費用（以下「運営費用」という。）
- (3) 前号に規定するほか、市長が特に必要と認める事業 市長が認める経費
(補助金の額)

第4条 一の補助対象者に交付する補助金の額は、当該補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、防災資機材等整備事業にあつては50万円を、自主防災組織運営事業にあつては一の年度当たり3万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が複数の行政区（さくら市地域連携推進員の委嘱に関する規則（令和2年さくら市規則第20号）第1条に規定する行政区をいう。以下同じ。）で構成される自主防災組織である場合の補助金の額は、前項に規定する補助金の額に当該行政区の数（防災資機材等整備事業に係る補助金の交付を受けた行政区の数を除く。）を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助対象者が複数の自主防災組織の合併により新たに組織された自主防災組織である場合における補助金（自主防災組織運営事業に係る補助金に限る。）の額の限度は、第1項に規定する限度の額に当該自主防災組織の数を乗じて得た額とする。

(事業の実施期間)

第5条 この告示により補助金を交付する事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(申請書)

第6条 訓令第3条第2項第7号に規定する申請書は、自主防災組織活動支援補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 前項に規定する申請書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 防災資機材等整備事業 次に掲げる書類
 - ア 収支予算(決算)書(様式第1号の2)
 - イ 防災資機材等の購入に係る見積書

ウ ア及びイに規定するほか、市長が必要と認める書類

(2) 自主防災組織運営事業 次に掲げる書類

ア 事業計画書（様式第1号の3）

イ 運営費用に係る見積書

ウ ア及びイに規定するほか、市長が必要と認める書類

(3) 第3条第3号に規定する事業 市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）及び自主防災組織活動支援補助金交付決定指令書（様式第3号）により、交付の決定を受けた補助対象者（次条において「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号に規定する承認を求める場合は、自主防災組織活動支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の2割以内の減額及び事業内容の変更とする。

3 市長は、第1項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、自主防災組織活動支援補助金変更承認通知書（様式第5号）及び自主防災組織活動支援補助金変更決定指令書（様式第6号）により、変更の承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 訓令第3条第2項第11号に規定する実績報告書は、自主防災組織活動支援補助金実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項に規定する実績報告書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に定める書類を添えるものとする。

(1) 防災資機材等整備事業 次に掲げる書類

ア 収支予算（決算）書（様式第1号の2）

イ 防災資機材等の購入に係る請求書、領収書等の写し

ウ 防災資機材等を撮影した写真等

エ 防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類

オ アからエまでに規定するほか、市長が必要と認める書類

(2) 自主防災組織運営事業 次に掲げる書類

ア 事業報告書（様式第7号の2）

イ 運営費用に係る請求書、領収書等の写し

ウ 事業の実施状況が分かる写真等

エ アからウまでに規定するほか、市長が必要と認める書類

(3) 第3条第3号に規定する事業 市長が必要と認める書類

（額の確定の通知）

第10条 規則第16条に規定する通知は、自主防災組織活動支援補助金の額の確定通知書（様式第8号）及び自主防災組織活動支援補助金の額の確定指令書（様式第9号）により行うものとする。

（交付請求書）

第11条 訓令第3条第2項第10号に規定する請求書は、自主防災組織活動支援補助金交付請求書（様式第10号）とする。

（交付の特例）

第12条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成28年4月1日から適用する。

改正文（平成28年10月3日告示第168号抄）

平成28年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成31年2月12日告示第9号）

平成31年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和3年3月31日告示第54号）

令和3年4月1日から適用するとともに、この告示の適用の際現にある第1条から第89条までの規定（第4条、第54条及び第65条を除く。）による改正前の告示に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

前 文（抄）（令和4年3月25日告示第126号）

令和4年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和4年9月30日告示第242号）

令和4年10月1日から適用する。

前 文（抄）（令和7年2月13日告示第56号）

令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	経費の種類
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオその他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用資機材	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とび口その他初期消火活動に必要な資機材
水防用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、鎌その他水防活動に必要な資機材
救出用資機材	バール、はしご、大工道具、鉋、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シートその他救護活動に必要な資機材
避難用資機材	強力ライト、ハンドマイク、警笛その他避難活動に必要な資機材
給食・給水用資機材	炊事用具、給水タンクその他給食・給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	訓練用消火器その他訓練に必要な資機材
照明用資機材	発電機、投光器その他照明に必要な資機材
その他	防災備蓄倉庫、カメラ、携帯電話機用充電器、ビニールシート等

別表第2（第3条関係）

区分	経費の種類
啓発活動	啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料等の購入費その他防災意識の向上を目的とする活動に要する費用
訓練活動	消火訓練の実施に要する燃料費及び消火器充填費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費及び材料費、当該訓練の参加者が加入する傷害保険料その他防災訓練の実施に要する費用
研修活動	講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費その他防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する費用

その他	土のう袋、簡易トイレ、非常食等その他消耗品に要する費用
-----	-----------------------------

さくら市長 様

申請者団体名

代表者名

住所

電話番号

年度自主防災組織活動支援補助金交付申請書

さくら市自主防災組織活動支援補助金を交付されるよう、さくら市補助金等交付規則第4条及びさくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第6条の規定により次の関係書類を添えて申請します。

1 補助対象経費の額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 防災資機材等整備事業 | 円 |
| (2) 自主防災組織運営事業 | 円 |
| (3) 合計 | 円 |

2 関係書類

- (1) 防災資機材等整備事業
- ア 収支予算(決算)書(様式第1号の2)
 - イ 防災資機材等の購入に係る見積書
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 自主防災組織運営事業
- ア 事業計画書(様式第1号の3)
 - イ 運営費用に係る見積書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第6条関係）
様式第1号の2（第6条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

項目	予算額（円）	決算額（円）	説明（内訳等）
自主防災組織 自己資金			
補助金			
合計			

支出の部

項目	予算額（円）	決算額（円）	説明（内訳等）
合計			

様式第1号の3 (第6条関係)
様式第1号の3 (第6条関係)

事業計画書

活動内容	実施予定 時期	参加予定 人数	補助対象経費		
			内訳	金額 (円)	備考
合 計				円	

様

さくら市長



年度自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで行われたさくら市自主防災組織活動支援補助金の
交付に係る申請について、さくら市補助金等交付規則第5条第1項の規定に
より交付を決定したので、さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第
7条の規定により別添の自主防災組織活動支援補助金交付決定指令書のと
おり通知します。

については、さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第12条の規定
による補助金の概算払を希望する場合は、同条第2項の規定による交付請求
書を次のとおり提出願います。

- 1 請求書の様式 別添のとおり
- 2 請求書の提出先 さくら市総合政策部総務課

交付を決定した補助対象事業（番号を○で囲む）

- (1) 防災資機材等整備事業
- (2) 自主防災組織運営事業

様式第3号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで交付が申請されたさくら市自主防災組織活動支援補助金
について、さくら市補助金等交付規則第5条の規定に基づき金 円を交付
する。

年 月 日

さくら市長



年 月 日

さくら市長 様

申請者団体名

代表者名

住所

電話番号

年度自主防災組織活動支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号でさくら市自主防災組織活動支援補助金の
交付決定の通知があった事業について、内容等を変更したいので、さくら市
自主防災組織活動支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により次の関係書
類を添えて申請します。

1 変更の承認を申請する補助対象事業(番号を○で囲む)

- (1) 防災資機材等整備事業
- (2) 自主防災組織運営事業

2 変更理由

3 関係書類

- (1) 防災資機材等整備事業
 - ア 変更に係る収支予算(決算)書(様式第1号の2)
 - イ 防災資機材等の購入に係る見積書(変更分のみ)
- (2) 自主防災組織運営事業
 - ア 変更に係る事業計画書(様式第1号の3)
 - イ 運営費用に係る見積書(変更分のみ)

様式第5号（第8条関係）
様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



年度自主防災組織活動支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで行われた事業の変更承認の申請について、承認したので、さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により別添の自主防災組織活動支援補助金変更決定指令書のとおり通知します。

様式第6号（第8条関係）
様式第6号（第8条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで変更承認が申請されたさくら市自主防災組織活動支援補助金について、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

さくら市長



1 当該補助金の交付対象となる経費及び補助金の額の変更は、次のとおりとする。

変更前の交付決定 年 月 日付け 第 号		変更後の交付決定	
交付対象となる経費の 額	補助金の額	交付対象となる経費の額	補助金の額
円	円	円	円

年 月 日

さくら市長

様

申請者団体名

代表者名

住所

電話番号

年度自主防災組織活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号でさくら市自主防災組織活動支援補助金の
交付決定の通知があった事業について、さくら市補助金等交付規則第13条
及びさくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第9条の規定により次の
関係書類を添えて実績を報告します。

	(1) 防災資機材等整備事業	(2) 自主防災組織運営事業
交付決定額	円	円
実績額	円	円
差引金額	円	円
差額の理由		

(裏面)

1 関係書類

(1) 防災資機材等整備事業

- ア 収支予算(決算)書(様式第1号の2)
- イ 防災資機材等の購入に係る請求書、領収書等の写し
- ウ 防災資機材等を撮影した写真等
- エ 防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 自主防災組織運営事業

- ア 事業報告書(様式第7号の2)
- イ 運営費用に係る請求書、領収書等の写し
- ウ 事業実施状況が分かる写真等
- エ その他市長が必要と認める書類

様式第7号の2 (第9条関係)
様式第7号の2 (第9条関係)

事業報告書

活動内容	実施日	参加人数	補助対象経費		
			内訳	金額 (円)	備考
合 計				円	

様式第8号（第10条関係）
様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長

印

年度自主防災組織活動支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号により実績が報告された事業について、さくら市自主防災組織活動支援補助金の額をさくら市補助金等交付規則第16条の規定により別添の自主防災組織活動支援補助金の額の確定指令書のとおり確定したので、さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

様式第9号（第10条関係）
様式第9号（第10条関係）

さくら市指令 第 号

年 月 日付けで実績が報告されたさくら市自主防災組織活動支援補助金について、年 月 日付け 第 号で交付を決定した額をさくら市補助金等交付規則第16条の規定により金 円に確定する。

年 月 日

さくら市長

印

様式第10号（第11条関係）
様式第10号（第11条関係）

年度自主防災組織活動支援補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があったさくら市自主防災組織活動支援補助金を上記のとおり交付されるよう、さくら市補助金等交付規則第18条及びさくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

年 月 日

さくら市長

様

申請者団体名

代表者名

住所

電話番号

振込銀行	口座種別	口座番号	口座名義
銀行 支店			